

令和7年度三重県流域下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度三重県流域下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 流域関連市町	津市、四日市市、伊勢市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市、員弁郡、三重郡、多気郡多気町及び明和町、度会郡玉城町		
(2) 年間総処理水量	91,159,000m ³		
(3) 一日平均処理水量	249,751m ³		
(4) 主要な建設改良事業	国補北勢沿岸流域下水道（北部）建設事業	事業費	1,080,324千円
	国補北勢沿岸流域下水道（南部）建設事業	事業費	2,794,050千円
	国補中勢沿岸流域下水道（志登茂川）建設事業	事業費	292,740千円
	国補中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸）建設事業	事業費	1,256,577千円
	国補中勢沿岸流域下水道（松阪）建設事業	事業費	267,036千円
	国補宮川流域下水道（宮川）建設事業	事業費	2,886,870千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 流域下水道事業収益		15,432,606千円
第1項 営業収益		7,604,960千円
第2項 営業外収益		7,827,646千円
	支	出
第1款 流域下水道事業費用		15,052,101千円

第1項 営業費用	14,373,104 千円
第2項 営業外費用	678,497 千円
第3項 予備費	500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 583,720 千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額 22,761 千円、当年度分損益勘定留保資金 546,332 千円及び当年度利益剰余金処分量 14,627 千円で補てんするものとする。）。

	収 入
第1款 資本的収入	11,309,390 千円
第1項 企業債	2,421,600 千円
第2項 補助金	6,815,006 千円
第3項 負担金	2,072,784 千円
	支 出
第1款 資本的支出	11,893,110 千円
第1項 建設改良費	8,898,244 千円
第2項 償還金	2,994,866 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道事業（北勢沿岸流域下水道ほか2流域下水道）に係る契約	令和8年度から令和9年度	9,972,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
(1) 下水道事業費	2,059,600 千円	普通貸借又は証券発行。 発行価格が額面金額を下 回るときは、その発行価 格差減額をうめるために 必要な金額を各起債限度 額に加算した金額を、そ れぞれの起債限度額とす ることができる。	8.5%以内	政府資金についてはその融資条 件により、銀行その他の場合は その債権者と協定した融通条件 による。ただし、都合により据 置期間を短縮し、若しくは繰上 償還又は低利に借り換えること ができるものとする。
(2) 資本費平準化債 (一時借入金)	362,000 千円	〃	〃	〃

第7条 一時借入金の限度額は、5,000,000 千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に不足が生じた場合）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 469,144 千円

(他会計からの補助金)

第10条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,618,894 千円である。

(利益剰余金の処分)

第11条 当年度利益剰余金のうち 14,627 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 14,627 千円